

古今伝授について

——細川幽斎所伝の切紙書類を中心として——

川瀬 一馬

一 中世における秘事伝授の意義

一、秘する花を知る事。秘すれば花なり、秘せねば花なるべからずとなり。この分目を知る事、肝要の花なり。抑々一切の事、諸道芸に於いて、その家々に秘事と申すは、秘するによりて大用有るが故なり。然れば、秘事と言ふ事を現はせば、させる事にも無きものなり。これを、させる事にも無しと言ふ人は、未だ秘事と言ふ事の大用知らぬが故なり。先づ、この花の口伝に於きても、ただ、珍しき、花ぞと、皆人知るならば、さては、珍しき事有るべしと、思ひ設けたらん見物業の前にては、たとひ珍しき事をするとも、見手の心に珍しき感是有るべからず。見る人の為、花ぞとも知らでこそ、為手の花にはなるべけれ。されば、見る人は、ただ思ひの外に、面白き上手と許り見て、これは、花ぞとも知らぬが為手の花なり。さる程に、人の心に思ひも寄らぬ感を催す手立、これ花なり。(中略)

さる程に、秘事として一つをば我が家に残すなり。ここをもて知るべし。たとへ現はさずとも、かかる秘事を知れる人よとも、人には知られまじきなり。人に心を知られぬれば、敵人油断せずして、用心を持てば、却て敵に心を附くる相なり。敵方用心をせぬ時は、こなたの勝つ事、なほたやすかるべし。人に油断をさせて、勝つ事を得

るは、珍らしき理の大用なるにてはあらずや。さる程に、我が家の秘事とて、人に知らせぬをもて、生涯の主になる花とす。秘すれば花、秘せねば花なるべからず。

右は風姿花伝（花伝書）の第七別紙口伝の一条で、観阿弥清次が長子世阿弥元清に授けた教しへである。中世に於いて秘事伝授の効用と意義とを彼等程よく見極め、これを利用したものはあるまいと思ふ。彼等、ことに観阿弥は長い伝統を有する申楽芸能の中から新申楽を産み出し、当時の芸能界を一変させる程の業績を立てた人物である。

芸能については旧弊に捉はれず新しい世界を切り開いたのであるが、実社会を大きく動かした人物だけあつて、社会生活の面に於いては社会との調和をよく考慮した珍らしい才幹の所有者であつた。当時いづれの方面にも行はれてゐた秘事伝授は、各方面によつて多少づつその意義が異なる点もあるが、要はすべてが世襲であつたがために、自己の家と職業、換言すれば、その生活を守る必要上、自然に工夫された方便でもあつた。勿論その根本には、殊に学問芸術等の場合に於いては、純粹にその道を深め高める段階として秘伝的なものが考慮せられ、またこれが實際的效果をもたらしもしてゐたのである。

学問芸術の方面はもともと知識や技術などが必要とするものであるから、それらの内容及び学習のこつなどを教授することにより、その道を会得しやすといふ性質のものである。従つてそれらの教授を中心に秘伝といふことが起りやすい事情を元來持つてゐるのである。そしてその専門の家に発生した「秘事」の内容は、専門家としての立場から見れば、自己の励む道を受し尊重する精神（職業が世襲であるから、そのことは即ち自己の家を尊重する精神となる）を強めるといふ意義が考へられ、また他人に対しては、難かしく且つ珍しく他の知らない価値ある内容を包蔵するといふことを認めさせることによつて、社会からその家の權威が尊重されるといふ効果があつたのである。

観阿弥等も秘事に関しては同様に申楽芸の權威を主張するためにこの「秘事」を活用したに相違はないが、彼等観客相手の舞台芸に於いては、競争者を圧倒し、絶えず自座の人氣を持続するために、舞台的效果を挙げることに工夫を凝らし、それについて「花」の教しへを案出したのであつたが、その「花」の要素として、美しさ・面白さと珍しさを考へ、その珍しさを求める一法として秘事といふものを活用した。その教しへが前掲の一文である。これは観阿弥等だけの特殊な場合であるが、他のそれぞれの方面でもその道々家々により、また場合に應じて特殊な意義と効用とが案出せられてゐたと考へられる。中世に於ける秘事伝授の意義と効用とについては、別に又詳しく論じたいと思つてゐるが、今ここには、新しく古今伝授の切紙書類の現存最古の有力なる遺品（細川幽斎から烏丸光広に伝へた歴史上著名な出来事の遺品が烏丸家から出たのである。）に接したので、在来の考究を補訂しつつ、切紙伝授について記るしたいと思ふ。

二 古今伝授

古今和歌集のよみ方や解釈などについて平安朝の末期から秘伝的なものが發生してゐたことは、藤原教長の古今集注や古今訓点抄などによつても知られてゐるが、歌字が發達するにつれ、また歌道の家柄が定まるに従つて秘事伝授的な内容も複雑豊富になつたと思はれる。そしてその秘事的な伝授の形式も次第に整ひ、また強化固定するに至つたと見られる。しかし歌道の家の中心であつた二条家は南北朝以後に絶えてしまつた。そこで二条家の歌字は爲世の弟子であつた頼阿法師に伝はり、以後、経賢法師・堯尋權大僧都・堯孝法印と法師の間に伝承せられ、堯孝から東常縁に継承せられた。常縁はその先、重胤が藤原定家に歌道を学んで源実朝の師範となつたと伝へられ、その後代々（胤行・行氏・時常・氏村・常顯・師氏・益之）歌道を嗜み、胤行が爲家の女を娶り、女婿となつて二条家

の和歌の奥儀を許されて、これを家に伝へてゐた他、常縁は堯孝等からも所伝の秘説を悉く伝授を受けて、室町中期には歌道の権威となつてゐた。その常縁は文明三年連歌師宗祇に久留須郷妙見の神前において古今集を伝授した。しかし常縁は足利將軍義尚・近衛閑白政家・三条内大臣公教等にも古今集を伝授したと言ひ、古今集の伝授は宗祇一人だけではなく、歌学の権威者と認められてゐたために皆常縁に和歌の教授を受け、歌書の講義を求めたのである。言ふまでもなく古今集は歌書の中心をなすもので、当時の公家武家の人々は教養の書の一として古今集を学び、既に室町時代には注解を加へなくては理解し難くなつてゐた部分も少くなかつたから、(平安末期から注解を加へることは必要となつて来てゐるが)識者に講義をしてもらはなければならなかつたのである。当時の連歌師は、連歌の宗匠としても、連歌を作る上に源氏物語や古今集など、和歌物語などの知識と理解とを必要としたから、それらをよく学んだのであるが、連歌そのものも民衆的な娯楽文芸から次第に文芸性が高められて、地方武家の間にも娯楽性とともなひに文学的素養として求められてゐた。都が応仁の乱以来の戦乱の巷であつた故もあるが、宗祇等が各地へ招聘を受けて廻遊したのも、それらが主因であつた。従つて宗祇としては自己の権威増大のために東常縁から古今集伝授を受けるといふことは極めて有益であつたのである。

宗祇が常縁から授けられた古今伝授の内容は必ずしも明確ではないが、次々と伝へられた結果(細川幽斎を中心としたもの)等から推すと、古今集の本文並びにその注解(秘説を含む)を悉く教示したものであつた。そしてその最後に授与したのが切紙口伝であつた。後に詳しく述べるが、「切紙口伝」と言ふものは注解の中で特に秘すべきものの一部を小紙片にしたためたものであつて、いはば古今集の中に書入れる秘注の或る部分を小紙片の張紙に書いて、これを本帖から離れた形のものと言つてよい。口頭で授けたものを後から書附けて手交するのが切紙伝授である。切紙伝授は伝授の最終の過程ではあるが、実は古今伝授の一部分である。(そのことは古今伝授沿革史論の著者

が論じた如くである。)

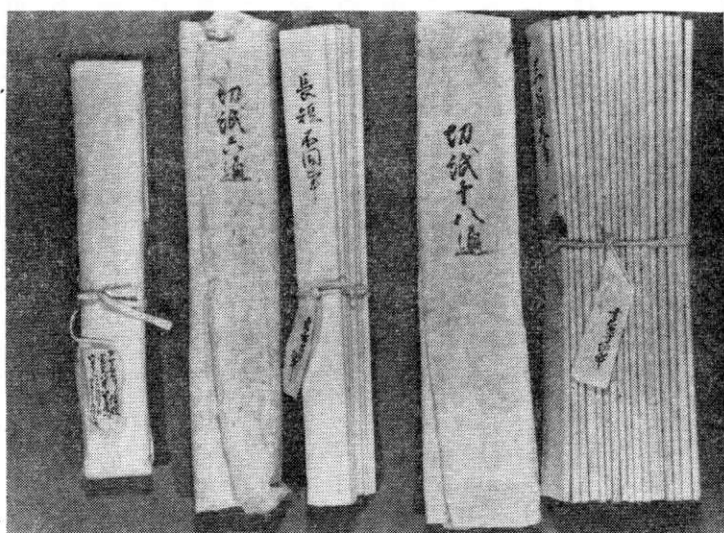
和歌物語等の教授に関する伝授は、ひとり古今集だけに限つたものではないのであるが、特に古今集のそれが著名であるのは、当時の文学における古典としての古今集の占める位置とその読習の実際とから来るのである。そして古今伝授が特に連歌の世界に結びついて社会的になつたのは、宗祇の所為によるのである。宗祇は連歌の発達のためには種々の業績を挙げてゐるが、古今伝授の伝授方式的なものの確立もその一つと考へてよからう。

宗祇は三条西実隆に伝授(御所伝授といふ)したほか、連歌の門弟牡丹花肖柏に伝授(肖柏が堺に住したので堺伝授といふ)し、また別に南都住の饅頭屋林宗二にも伝授(奈良伝授といふ)した。その中で林宗二に伝はつた奈良伝授の内容は、今は明らかにし難いが、堺伝授と御所伝授との内容は明らかにすることが出来る。また堺伝授は民間の連歌師に伝へられた故か民間の風流人士の間に広く行はれたらしい事実がある。

三条西実隆へ伝へられたものは、代々同家に相伝せられ、公条、実枝(実澄)と伝はり、実枝はその子公国に伝へず、これを細川藤孝(幽斎、玄旨)に伝へ、幽斎が公国に返し伝授を行つた。幽斎の後、江戸時代初期にも古今伝授はかなり上下の社会に広く行はれたが、俳諧が連歌に代つて勢力を得る様になり、古今集の注釈類もとのつた新しいものが現はれなどして、古今集伝授の内容の実際の価値が失はれるに至つて、古今伝授の無意味なることも叫ばれ、古今伝授は単なる歴史的遺物に過ぎぬものとなつたのである。

三 細川幽斎自筆の古今集切紙書類

鳥丸家から出たといふ古今伝授の切紙書類は、細川幽斎の自筆を主とし、それ以前のものも交じつてゐる。この鳥丸家に伝へられた古今伝授の切紙書類は古今伝授の書類としては現存最古の遺品であつて、在来古今伝授について



(一) 鳥丸家伝来 古今伝授切紙書類

の研究はあるが、古今伝授沿革史論、切紙の正体に関しては判明しない点もあり、またその古い物が見出されなかつたために、種々考究し難いこともあつた様である。今新たな細川幽斎自筆を中心とする切紙一束の出現は、それらの問題を考へなほす上に参考となる点が少くないのである。

この書類は、烏丸家に伝はつたものであるから、慶長五年関ヶ原の役の際、細川幽斎が丹後の田辺城籠城中、烏丸光広に伝授した歴史的な遺品である。在来の所伝によれば、幽斎は、関ヶ原の役に子息忠興が家康に組みして会津の上杉景勝を討つたため東国に下つた後の留守を守つて田辺城に居つたのを、石田三成方の小野木公郷等が一万五千余を率いて城を囲んだ。既に城も危く見えたので、幽斎に万一のことがあれば、正統に古今伝授を伝へてゐる唯一の人物を失ひ、歌学の道が絶えることを憂へ、和議を勧めて幽斎を助けようと、幽斎の和歌の弟子なる八条宮(桂宮)智仁親王が奔走して、後陽成天皇の勅詔として親王の家老大石甚介を使節として差遣した。けれども幽斎は城と共に死を決して和議を承知せず、古今伝授の書類に和歌を添へて奉り、また古今伝授の箱に「もしほ草かき集めたる跡とめて昔に返せ和歌の浦波」の詠歌を添へて烏丸光広の許に贈つた。(これによると、幽斎は智仁親王に伝へるとともに光広にも伝へたこととなる。ただしこれらの細川家の記録の書き方が曖昧な点がある様に思ふ。このことは後に論ずる)

このことを後陽成天皇が聞かれて、歌道の秘事が世に絶えることを嘆かれ、勅使を大阪なる前田徳善院玄以の許に下し、田辺城の囲みを解くようにとのことであつたので、玄以は二男茂勝を田辺にやつて和を謀つた。しかし依然として幽斎は肯ぜず、そこで重ねて慶長五年九月十二日、勅使中院通勝・三条実条・烏丸光広等を田辺城に下し、両陣の和議を勅命された。幽斎も勅命に止むなく城を出て前田茂勝の居城丹波の龜山城に移つたのである。

智仁親王が特に熱心に幽斎の危急を救ふことに骨を折られたのは、会津征伐関ヶ原の役の起る前に幽斎から古今集

の講義内容を聴取せられて、その最後に許し状とそれに添へられる切紙の伝授とが未了であつたことが直接の動機であつた様である。勿論親王は文武にすぐれたその師幽斎の歌道の權威を尊重してのことであらうが、なほこの現存の古今伝授の切紙書類を実査して考へられることは、上述の如く古今伝授は東常縁から始まつて宗祇の時に発展したのであるが、元来宗祇が連歌師としての職業身分からすれば、宗長にも伝へたであらうし、また肖柏などに伝へるのが主流たるべきであつて、公家の三条西実隆などに伝へるのは己が權威を高めるのが主目的であると考えべきであらう。そしてまた宗祇は師の常縁と同じく近衛尚通（後法成寺殿）などにも伝授してゐる。その近衛尚通へ伝授した分も幽斎は合せて相伝してをり、又、堺伝授の分も肖柏が宗祇に伝へたものをその孫女から買得相伝してゐる。それ等の事実は烏丸家伝来の幽斎相伝の書類を見ると始めて判明し、又、桂宮智仁親王の書いた「古今集伝授之箱目録」によると、（その目録の中味の実物は、後述の如く、実は烏丸家伝来のものと同じ物であるかと思ふ。）

切紙十八通 包紙ユイテアリ

切紙六通 包紙ユイテアリ

古秘 切紙十五通、包紙ユイテアリ

秘 切紙之外書物七通、包紙ユイテアリ

此二包ノウヘヲ一包ニシテアリ

切紙六通 包紙ユイテアリ

右之二包三光院筆也（一馬云三光院
は三条西実枝）

古秘 切紙十五通、包紙ユイテアリ

秘 切紙之外書物七通、包紙ユイテアリ

此二包ノウヘ一包ニシテアリ

後法成寺近衛殿

古今切紙 廿七通 包紙ユイテアリ

切紙ノ(料)紙以下数之中五六枚合寸法者也 包紙ユイテアリ

近衛大閤御自筆卷物二 一包ニシテアリ

神道大意 一卷 包紙アリ

内外秘歌 一卷 包紙アリ

古今相伝証明状 一通 幽齋筆、包紙アリ

常縁文之案 一卷 包紙アリ

古今伝授座敷模様 一紙

古今御相伝証明 三光院ヨリ 幽齋ヘ
相伝候也 一紙

三条大納言公卿へ古今相伝之一紙案文 包紙アリ

誓紙案文 一紙

誓紙 一紙 包紙アリ
三条中納言(一馬云、三条西公國)

道相伝之時御誓紙 一紙 包紙アリ

中院誓紙 一紙 包紙アリ

古今相伝人数分量 半折 一通

右之八包一ククリ也

と見えてゐて、この外に古今集の注釈書なども種々伴つてゐる。これによると、幽斎の手許にあつた伝授書類（一箱に納む）を全部一括して智仁親王に渡したものと解せられる。（古今伝授沿革史論の著者はこの目録に見える「伝授箱の内容は、近衛尚通のものや細川幽斎の時のものなどが、種々混入されてゐるやうである」と言つてゐるが、混入ではなくして、全部相伝のものを含んでゐるのである。）それは、右の目録には少くとも四通りの同内容の伝授書類が同居してゐると認められるからである。幽斎は慶長五年関ヶ原の役田辺城籠城以前に屢々古今伝授を行つてゐる事実がある。細川家に残つてゐる誓紙・証明状などによれば、三条西公国（天正八年七月）・島津義久（天正十六年八月）・中院通勝（天正十六年十一月）等である。三条西家へは、もと同家の実枝から幽斎自身が古今伝授を受けたのであるから、実枝の子なる公国へ相伝することは、もとへ戻した形であるが、（これを所謂「還し伝授」といふ）その実枝自筆の切紙書類は幽斎から智仁親王へ伝はり、公国へは渡してゐないらしい事実、そして「古秘」と上書きのある切紙書類が二通も存するといふ事実を併せて考へるに、古秘と称するのは、実枝以前の相伝の切紙書類を意味するものと見られるから、恐らくは宗祇乃至はそれ以前の相伝の切紙書類と考へべきであらう。さすれば幽斎の手許には代々の古今伝授切紙の書類が全部と言つてよい程蒐積してゐて、前代からのものを悉く所持してゐたものの如く思考せられる。従つて幽斎が城と共に戦死してしまふやうな事態に立ち到れば、古今伝授の血脈を証する正統の書類は全部亡びてしまふ結果となるわけである。古今伝授の内容は他に残することは明らかであるとしても、諸芸道の伝統を尊重し、その専門家としての權威を社会に主張する時代に於いて、その印可の証明たる全伝書の現品の存亡は、実に大きな問題として考慮されるのは当然と言えよう。

それ故に、内容の印可が口伝の形をとる場合は、系図式のものとして継承される形式が行はれてゐたのであつて、禪の悟りの印可の如きも、師が弟子に許しを与へた証拠は必要とせられた。形式を重んじない筈の禪宗の悟りでは

あるが、師弟相許の系統事實は正確にする必要があつて、そのために反つて形式的な師伝相承の系譜(形式)に捉はれる様になつたのである。況んや書き物が必要とする歌学の方面などでは、その伝書の相伝を以て証明としなければならぬから、前述の観阿弥・世阿弥等の新申樂に於いても、印可の証見などといふことを論じてをり、また身体の動きを生命とする舞台芸であるのに、師弟・父子相承の技芸認可には書き附を附与してをり、或る座の作つた能を他座の大夫が正式に演ずるにも、印可がなければならなかつたらしく、それには能の本文を書いて附与したものであらうと考へられることは、前に世阿弥が金春禪竹に能本三十五番を流配地佐渡から送つたものを発見した際に推定したことであつた。

要するに、すべての方面に於いて専門的な知識技芸・精進内容の進展が一人前に達し、更にその深奥の域に達した事實を師の立場から弟子に認証する場合には、それを他人に誇示する意志は持たなくても(認証されてゐるという事實をむしろ秘密にして隠す場合もあるが)証明書は必要とされたのである。細川幽斎の古今伝授の場合にもその事のはつきり証明されるのである。それに加へて幽斎が烏丸光広に伝へた古今伝授切紙書類の遺品出現によつて、桂宮智仁親王相伝のものと併せ考へることにより、伝授形式の書類は、代々の相伝した書類(同じ内容の物)を幾通りも全部纏めてすつかり譲り渡すことが正式であつたといふ事實に氣附くのである。そのことは、別に某処で一見した雅樂の家に伝はつた父子相承の秘伝許し状などによつても証せられるかと思ふ。(その書類は寛永頃からの江戸時代を通じてのものであるが、昨夏一見したのであるが、手控をしておかなかつたので、俄かに全部を精査することも不可能であるから、再調の後にまた記るすことにして、今回は右の事實を述べるにとどめる。)

なほここに一つ注意すべきことは、慶長五年田辺城籠城の際に相伝した古今伝授の箱が慶長七年十月五日に幽斎に返却されてゐる事實があるらしいことである。そして細川家蔵の烏丸光広への古今伝授証明状(許し状)は慶長八

年秋の日時となつてゐる。このことは一旦親王から戻つた箱を光広に譲つた如くに解せられると思ふ。といふのは細川家の伝へでは、烏丸光広に相伝したため同家には古今伝授書類は残つてゐないといふのであるから、(同家に伝へられてゐれば、田辺城籠城の日記その他は皆残つてゐるし、大切に保存伝承しないことはあるまいと考へられる故である。)そこで問題は、烏丸光広に伝つたものが、関ヶ原の役に籠城中に渡したものであるか、または智仁親王から戻つて来たものを改めて伝へたものであるかのいづれであらうかといふことである。現存の烏丸家伝来の書類と智仁親王の手に渡つたものとは、上記の如くほぼ同内容のものと認められる。烏丸家の分には三光院筆といふものが欠けてゐるが、(しかしこれは烏丸家で分れて見失つてしまつたものか、現在書類が市場に出た経路から推すともとはあつたかもしれないといふ気がする。)他はすべて同じ物であつて、現存の烏丸家所伝のものを智仁親王が手にして目録を所記してゐるのではあるまいかと推せられる。幽斎筆の切紙書類の中に宗祇自署のある包紙などが交じつて残つてゐるのもその傍証であらう。それらはそう無暗に存在するものではないからである。

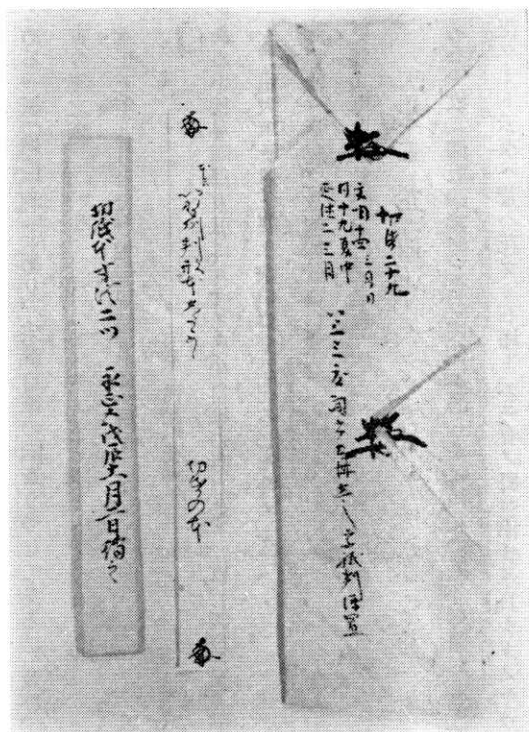
烏丸家所伝の書類(図版一参照)は、細川幽斎の手を経たもので、幽斎の筆も交じつてゐるが、大部分は別筆で、幽斎以前のものも少くない。

この切紙書類によれば、切紙は古今集の本文並びに注釈類(秘説といふものを含む)の一部分として、最後に皆伝済の証左として手渡される性質のものであることがはつきりする。この事は前にも一寸触れておいたが、切紙の真の意味を考へることによつても判ると思ふ。古今伝授の切紙は、幽斎の手を経た現存の遺品は、一枚の大きい懷紙様の料紙にしたため書状形式にしてたばね、その上を包紙でまとめてある。しかし切紙とは、元来一枚の紙を小片に切截したものを指すのである。従つて、書物の中に注記など書込む際に張紙などを行つて書添へをするその小紙片もまた切紙を用ひるわけである。その切紙に記した部分を本体の書冊から取りはづせば、その紙片は必要な記

その中に細長い二種の切紙が納められてゐるものがあつて、その一は、横八分、縦九寸八分の小高檀紙の小紙片二枚で、一枚には、

(花押) 本云以野州判形本したゝめ候 切帛の本 (花押)

と墨書があり、他の一枚は白紙である(図版二参照)。その二は、横七分、縦一尺四寸六分で、その一枚には「(肖柏の花押) 切帛本 (肖柏の花押)」とあり、同じく他の一枚は白紙である。野州判形の本を以てしたためたといふのは、古今伝授の直接の元を開いた東常縁(野州)のものとの切紙の形式を明示した意に外ならない。即ち、元来はか



(二) 切紙原形の小紙片・宗祇自筆の包紙

載を持つた切紙となる。本体からその部分だけ離れた扱ひにするには好都合の形式である。古今伝授の切紙も、古今集の本文と注釈との伝授が主体である以上、もとは小紙片に記るされた別紙であつたに相違なからう。それを証するかと思はれるものは、この幽齋相伝の烏丸家の遺品の中に、牡丹花肖柏の筆と認められる筆蹟で、

切紙本寸法二ツ 永正五戊辰十一

月二日伝之

と上書がある包紙が一つ残つてをり、

かる小紙片に切紙の内容が書かれてゐたのである。一枚の料紙にしたためる様に改められたので原形を示す用意として、もとの切紙の寸法を記録として残したものである。右は肖柏が認めてゐるから、その師宗祇の時から改めたものであらう。(なほ今一つ後記の「秘 切紙之外書物七通」と表書きがある包紙の残紙の中に切紙二十九が折り疊まれて相伝された形跡を留めてゐることが明らかであると認められるのもこの推定を助ける有力な傍証を提供するものである。)

現存書類のその一は、包紙の表に「五通切紙ノ料帑已下数々中五六枚合寸法者也」と墨書のある包紙の中に、

文明十四年七月十八日古今集之説皆以肖柏禪翁仁授申乎(早)心於豎横仁懸天此文於可守給者也 僧宗祇

とある一紙(裏に「判」とあり、宗祇自筆の幽斎うつしである。)及び、

古今集之事

永正三年九月卅日以相伝説傳受友弘早

肖柏(花押)

とある小松与四郎友弘に対する肖柏自筆の許し状(一枚、図版三参照)並びに幽斎自筆の「口決」と上書きがあり、「一、重大事」以下五ヶ条の口伝を記したその末に、

此口決一帑秘之故欵如此書之案之

更無其專以推量脇書付之者也

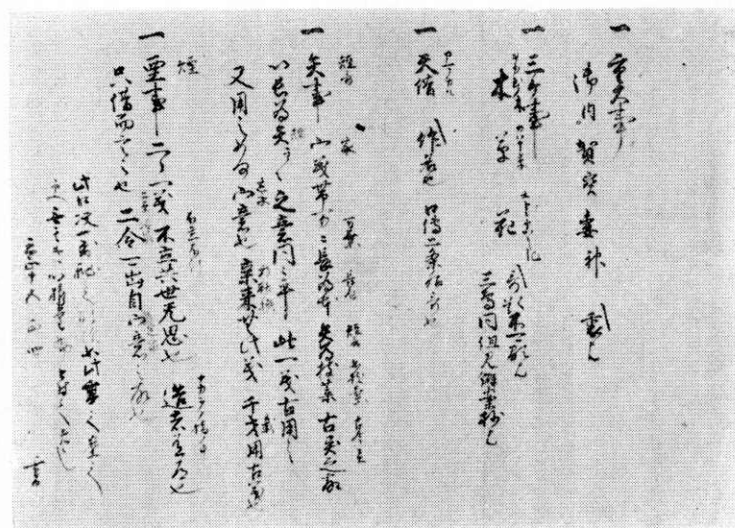
天正十五 正 四

玄旨

とある一枚(図版四参照)と、内側は恐らくは肖柏の晩年の筆らしい筆蹟で「花ツミノ事」と幽斎の上書きがあり、花ツミト云事ハ昔ハ花ツミ石塔ト云ニ春ノ野ニ出テ子日ナトノヤウニアソヒテ石ヲヒロヒテ塔ヲ立テ供養シケル



(三) 肖柏自筆伝授許状



(四) 細川幽齋自筆口決 (切紙)

也此事今ハアレトモ只可然寺ニテ行也 藏人所ニハ今モシ侍也 其日導師教化ニハ行基ササノ歌云

モ、シヤクヤヤソシヤクソヘテタマヒテシチフサノムクヒ

今ソワカスル 又

今日セスハイツカハスヘキ夜モフケヌ我世モフケヌ

イツカマタセン誦之

右定家卿注之

(図版八参照)

とある一紙、及び「伝受次第」と題する「左金吾から宗祇・肖柏に至る古今伝授の系図書き」(これも幽斎以前の筆)の五枚が納められてゐるが、この五通は何となく半端な残り物を寄せ集めたものの如くで、元来一括のものではないと思ふが、内容・筆蹟上これが堺伝授の切紙書類に附屬してゐたものであることは明らかである。この「五通切紙ノ料番已下数々中五六枚合寸法者也」と包紙に墨書のあるものは、智仁親王相伝の古今伝授目録の中にも見えてゐるが、その中味も多分はこれと同じであらう。

なほ以上の一包の外に反故様の一紙が残存してをり、これをよくよく検するに、包紙の端に「秘(幽斎以前の筆)切番之外書物七通(幽斎筆)」とあるが、この一紙は表書の如く後に切紙以外の七通の書附を包む紙として故紙を幽斎が利用したものであつて、この紙の中央に別筆(宗祇の自筆と認めてよいと思ふ)で、

切紙二十九

文明十四三月日

同十九夏中

延徳二 三月 以上三度聞書五冊在之宗祇判添置 (図版二参照)

と墨書がある。その外この紙の諸処に封書にした際の花押の跡が残つてゐる点から、右の相伝の年時と併せ考へて、宗祇が肖柏に切紙を伝へた際の上包みに花押を記して封したものであらうと推定されたので、原形を長方形の包紙に想定し、折返して復原して見ると、果して図版二の如くとなり、疑ふ余地もなく宗祇の花押が、折返し継目毎に三ヶ所（表に二ヶ所、裏下の折返し継目に一ヶ所）出て、貴重な遺品であることがはつきりした。なほこの包紙の端に幽斎以前の筆で「秘」と書かれてゐるのを見ると、既に幽斎以前の相伝の間に切紙の包紙ではなくなつてゐて、他に転用されてゐたものである。幽斎筆の「切帑之外書物七通」といふ文字が、料紙が手ずれでももけてゐる所へ執筆されてゐる状態からも、その事実が証せられると思ふ。

以上の半端なもの他にこの烏丸家所伝の切紙書類は、三種揃つてをり、その一は縦一尺一寸三分横一尺七寸二分の大型小高檀紙に認めたもので、切紙十八通（十八通の中、第十六重之重が欠佚してゐる）と切紙六通との二つの上包み紙に包み分けられた幽斎自筆の書類である。（包紙の表書も幽斎筆）その内容は古今伝授沿革史論に紹介せられてゐる中院通勝（幽斎の女婿）に伝へたものと同じで、これは三条西実枝（三光院）から幽斎が相伝した正式内容のものである。

その二は、すべて幽斎が何者かに書かせたもので、筆蹟は幽斎に相似してゐる。下包みの上書きには「二包含廿七通也切紙二十二通」と幽斎の筆があり、裏の内側に同じく幽斎の筆で、「切帑之数廿七」「切帑ノ上ニ数付アリ」「一フタツ二フタツ三フタツ四ヨリ十九ニイタル」「数付無之切帑五」「以上」とあつて、切紙内容はその書附の通りになつてゐる。そして上包の表端には「後法成寺近衛殿様古今切紙廿七通」（幽斎筆）とあつて、裏内側に、

古今集後法成寺入道大閼從宗祇法師

御相傳之閑書二冊并序分二冊切紙等

大覺寺准后義俊御相承云々件本一乱之時

或人拾得之予先年雖令恩借未相

傳之故依有一覽之志借他人手写留之

經年序三光院入道内府此集御傳

受之後探蜀底重書改之者也

于時天正十二曆四月七日 玄旨(花押)

と幽齋が記るしてゐて、近衛尚通の古今伝授切紙を入手した経路が詳しく判明する。その内容は前の(三光院)三条西実枝所伝のものと異なるものがある。(図版五参照)

その三は、同じく幽齋の筆で、下包の表書に、「古秘 切紙十五通」と記るされ、外包には表の端に、

夢庵宗訊相伝

古今集切紙十五通
切帛外書物七通

天正十四 正 四

とあつて、裏内側には、

古今集為明卿筆 并此集從

夢庵老人堺津宗訊

相傳之切紙等其子宗周

傳之彼卒去之後孫女

所持之予至大坂下向之次

古今集後付蔵寺入道大同送書傳
 御相傳、同書二冊、序分二冊、跋末
 大寛多水石、^{書後}御相傳二件、中、亂付
 或、檢付く予、是年、後令、恩信、書相
 傳、故、依、一、更、心、備、他人、心、當、之
 經、主、序、三、五、院、入、道、因、府、以、集、御、傳
 来、後、探、前、座、重、書、為、く、者、也
 于時、壬午、二曆、四月、七日、書、齋

(五) 近衛尚通相伝・切紙の包紙（幽齋自筆）

古今集、^{為明}、并、世、集、後
 夢、席、若、人、際、津、書、訊
 相、傳、く、切、紙、末、子、當、同
 供、之、何、年、と、後、探、也
 而、得、之、予、主、上、飯、上、書、相
 合、更、之、一、法、第、を、樓、痛
 二、流、布、於、世、同、咸、知、之、也
 于時、壬午、二曆、四月、七日、書、齋
 上、明、而、の、七、月、に、書、紙、古、物
 相、傳、く、切、紙、也、

(六) 堺伝授宗訊相承・切紙の包紙（幽齋自筆）

令見之可沽却云々狼痛

可流布於世間感得之早

于時天正十四年正月十八日

玄旨(花押)

文明十四年七月十八日宗祇肖柏

相伝之切番云々

(図版六参照)

と見えるもので、幽齋が肖柏(夢庵)から宗訊その子宗周と相伝された堺伝授の古今伝授切紙書類を手に入れた次第を自ら明記してゐるのは注目すべきである。殊に沽却云々などあるのは、当時の古今伝授の実態の一端を物語るものとして興味がある。表書に記るす十五通のみが残存し、切紙外の書き物七通は今失はれてゐる。肖柏風の書風で書かれた幽齋以前の筆蹟で、その中通を幽齋が補つてゐる。その内容は前記近衛尚通所伝のものともまた異同がある。

以上の外に「カケ守リノ伝授、寛文八年資慶卿御筆也、コレハ伝授了後少間アリテ又伝之云々」と附箋のある一束の書類があり、料紙の内側に、

寛文八年六月七日於

法皇御座前奉受之早 正二位藤原資慶

と烏丸資慶の筆になる墨書がある紙包の中に、和歌三神など掛軸の表具の仕方、その掛け方などを示した図紙がある。これは烏丸家で伝来の間に増附した分である。



(七) 三条西実枝所伝切紙の中 (伝受之次第)

四 切紙の内容

以上三種の所伝の切紙にそれぞれ内容を異にするものがあるのは注意すべき事実と言つてよく、概して次第に内容が増加するのはこの種所伝の常であるが、三条西実枝所伝の分が最も詳しい。殊に神道の陰陽思想に基く分子を含んだ見解を述べたものなどが少くないのは、古今伝授の秘伝性が神道の秘伝の要素が加味せられたことによつて強めてゐるものと言つてよく、これらが見られるのは、日本紀・旧事本紀等の講説等とも結び附いてゐる故であらう。

三条西実枝の所伝は、十八通と六通とから成り、十八通(中第十六「重之重」欠)は古今伝授沿革史論に中院通勝所伝のものが紹介されてゐて、(本書の方が若干本文がよい点はあるが)明らかであるが、六通の分は載つてゐない。それは各々、

神道超大極秘 流儀付祭事 題号 長短不同事

稽古方 稽古口決

と表題をしるした六通である。

次に、その二の近衛尚通所伝の分二十七通（二十二通と五通とに二分してある。）を前の実校本と比較すると、その異同は次の如くである。同じ内容のものも、実校本の「第五切紙之上口伝」（三木の事）を三木各々を一紙づつにして三紙にしてあつたり、実校本の第九「鳥の積」など、極めて簡単で（第九）、しかも「帝王・閔白・群臣」に宛てた分を別記（第十六）としてゐる等の相違もある。

実校所伝と一致する分（二十一通）

実校本（十八通の中） 一 三箇大事一 (一)

二 三箇大事二 (二)

三 三箇大事三 (三)

四 重大事 別五通の中にあり

五 切紙之上口伝 (六)(七)(八)

六 重之口伝 極 ナシ

七 真諦之事 ナシ

八 三鳥之大事 別五通の中にあり

九 鳥之積 (九)(十六)「三鳥重」に分れて簡略なり

十 鳥之口伝 ナシ

十一 一虫 ナシ

十二 虫之口伝 ナシ

十三 三才之大事 (十五)口伝はなし

十四 秘々 ナシ

十五 桜歌之口伝 別五通の中に「又口伝」としてあり、口伝はなし

十六 重之重 (十)口伝はなし

十七 土代 (二ノ二)口伝はなし。(十七)「風躰事」土代の後半にやや似たり。

十八 伝受之次第 ナシ

実校本(六通の中)

神道

流儀付祭事

(十二)流儀(実校本には「是は東カ家ノ切紙之内也」と注あり、近衛本なし) (十三)祭事のみあり

題号

(四)号は一部分のみあり

長短不同事

(十四)短歌事(近衛本は末に「文明九年四月五日東下野(守常録判 種玉庵」と相伝の奥書あり) (図版九参照)

稽古方

(十一)(一ノ一)同内容にして重複、初めの部分少々のみあり

稽古口決

実校本になき分(六通)

(三ノ二)口伝(古歌事) (五)玄々之旨 (十八)「柿本」以下歌人名を列記す (十九)作伝 (別五通の中に「俊

成より為世に至る和歌略年表」「序の歌教」の二あり)

なほこの切紙書類を幽斎が何人かに依頼して伝写させた際に、(三ノ二)「口伝」の場合、表題の下に「料番小タカラツメタリタケハ如此」と注記を加へて原型を示し、また和歌の略年表の表に「料番鳥子也」と注記して鳥子紙を使用したりなど、原の形を尊重して伝写してゐる態度が現はれてゐる。そして、右に表示した如く、(十一)の「稽古方」

(表書の下にも「イツレモコタカラツメタル也其内長 短アリタケハ、ヲウツシテ置也又鳥ノ子モ三アリ」と注記がある)と同内容の一紙があり、それはその手本となつた原

の分と認められるものである。その一紙のみ幽斎が伝書を写し取る前の分が共に伝へられたのである。その三は堺伝授の分で、十五通あり、実枝所伝の分に一致するもの十通、前記の近衛尚通所伝の分とのみ一致するもの二通、双方に見えない、この堺伝授にのみ存する分三通である。本所伝にのみ見える分は、(1)「六ヶ条」と表題があり、中には、

白告句 アキラケキ神タチ

此教句 ラノノオモヒ給ヘ

諸身教句 コノ時ニキヨリイサキ

清心教句 モロノ法ハ影ト形

取正句 ノコトシ

皆正蘇句 キヨクイサキヨキ物ハ

とある一紙、(2)「四三鳥」と表題があり、中には、

媛名負鳥 口伝ノトコロ庭タ、キ具之旨猶口伝ニアリ

喚子鳥 口伝ツ、トリ鳴声人ヲヨフニ似タリ

百千鳥 口伝万ノトリノ春ニナレハサヘツルニヨリテモ、チ

ノトリト云也驚ヲハシメテイツレノトリナリトモ、レ侍

ヘカラス云々 以上

とある一紙、(3)は「古伝秘三鳥等」と表題があり、中に「三鳥口伝」と題して三鳥のことと鏡・妻戸・神楽採物等

について記した一紙。以上の三紙である。

実校本に一致する分は、一、二、三、四、八、九(ややことなる)、十四(末の方ややことなる)、十五(又口伝)と題し、口伝の部はなし)、十七(口伝はなし)及び別六通の中の流儀不同の十通、近衛本に一致するものは、風躰口伝事と短歌事(文明九年常縁の奥書もあり)の二通である。

そしてこの切紙類は、「一秘々」(ホノノ歌ノ事)「古伝秘三鳥等」「四三鳥」の三紙が幽斎の自筆で補はれてゐる。他は、すべて幽斎以前の書写になるもので、中に別筆が交じつてゐるかの如く見える点もあるが、殆ど全部肖柏様の筆蹟で、堺伝授としてもつともと思はれる類のものである。